

申告会場での申告方法

①申告受付会場に来場される方へ

- ・受付時間ごとに予約人数を制限します。来場しても申告書の作成ができない場合があります。
- ・来場時にその日の受付予約時間が決まります。予約時間までは、車内や自宅などでお待ちください（会場に待合スペースはありません。）
- ・電話での呼び出しは行いません。予約時間を過ぎても再来場のない場合はキャンセルとなります。

②確定申告のうち、市・県民税の申告会場で受け付けできるものか確認しましょう

- ・市・県民税の申告会場で受け付けできるのは、主な収入が給与と年金だけの方となります。営業、農業、不動産所得や譲渡所得などの申告は、確定申告の義務が生じる額の場合、市の申告会場での受け付けはできません。佐野税務署での相談・提出をお願いします。
- ・給与と年金だけでも、令和4年分が初回となる住宅ローン控除を申告される方は、佐野税務署での相談・提出となります。
- ・佐野税務署の確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は会場当日配布しますが、LINEによる事前発行も可能です。



国税庁LINE公式アカウント

③混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください

会場での感染症対策にご協力ください

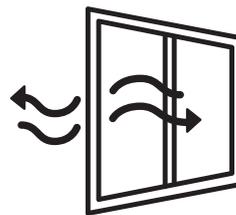
体調が優れない場合は来場しない！



検温・マスクの着用・手指の消毒にご協力を！

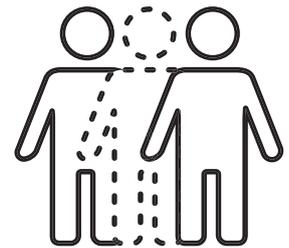


会場は定期的な換気を行います！



※防寒対策をお願いします

来場は必要最小限の人数で！



※感染症対策にご協力いただけない場合は入場をお断りさせていただきます

会場の感染症対策のためにも、できるだけ自宅での申告書作成をお願いします

申告期間中、市民税課窓口では、申告書作成の相談は行いません。相談を受けながらの申告書作成については、申告会場をお願いします。

申告受付会場に持参するもの

マイナンバー・本人確認書類	マイナンバーカード（お持ちでない方は、通知カードおよび運転免許証・健康保険証などの組み合わせ）
所得の内容が分かるもの（令和4年分）	給与・年金所得者 源泉徴収票
	事業（営業・農業など）・不動産所得者 作成済の「収支内訳書」「支払調書」（収入や必要経費が分かる帳簿・領収書など）
控除の内容が分かるもの（令和4年分）	社会保険料控除 国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書
	生命保険・地震保険料控除 控除証明書
	障害者控除 障害者手帳・障害者控除対象者認定証など
	医療費控除 作成済の「医療費控除明細書」 健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」
	寄附金税額控除 寄附金受領領収書

※申告の内容により、他にも書類が必要となる場合があります



市・県民税の申告日時

混雑緩和のため、なるべく対象の日程での申告にご協力ください。来場時に受け付けできなかった場合、別日での再来場、郵送やインターネットを用いた申告をお願いします。

▶時間＝（予約受け付け）午前8時30分～（申告受け付け）午前9時～午後4時（※の付く日は午後3時まで）

日程	会場	対象町会	
2月14日(火)※	野上基幹集落センター	御神楽・長谷場・白岩・作原	
2月15日(水)※	飛駒基幹集落センター	飛駒	
2月16日(木)※	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山	
2月17日(金)	田沼行政センター	田沼	
2月20日(月)		多田・戸奈良・戸室	
2月21日(火)		小中・赤見・出流原・寺久保	
2月22日(水)		栃本	
2月24日(金)		小見・吉水・新吉水・吉水駅前一～三丁目・山越・岩崎	
2月27日(月)		石塚・船越	
2月28日(火)※		山形・梅園・閑馬・下彦間	
3月1日(水)		葛生あくとプラザ	葛生東一～三丁目・富士見・中
3月2日(木)			葛生西一～三丁目・宮下・築地・鉢木・長坂・嘉多山・あくと・山菅・会沢
3月3日(金)※			豊代・牧・仙波
3月6日(月)	勤労者会館	植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田	
3月7日(火)		堀米	
3月8日(水)		若松・天神・浅沼・奈良淵・田之入・並木	
3月9日(木)		久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹・上台・七軒・植野	
3月10日(金)		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・町谷・伊勢山・葦川・富士・大栗	
3月13日(月)		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名	
3月14日(火)		植上・寺中・富岡	
3月15日(水)		大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川・栄・西浦・鏡塚・黒袴・免鳥・村上・上羽田・下羽田・高橋	

※感染症の発生状況などにより、日程が変更になる可能性があります

よくあるご質問

Q：主な収入が年金のみですが申告する必要はありますか？

A：公的年金などの源泉徴収票をご確認の上、源泉徴収されている方（源泉徴収税額に記載のある方）は、源泉徴収票に記載のない控除を申告すると、所得税の還付を受けられる場合があります。※例年、会場では配偶者控除の追加、扶養親族の追加、生命保険料控除の相談が多い傾向です

Q：前年中に収入がなくても申告期間中に申告会場での申告が必要ですか？

A：前年中の収入がなかったとしても行政手続きなどで所得課税証明の発行や国民健康保険税算定のために申告が必要となる場合があります。収入がなかったことの申告については、申告期限の3月15日(水)以降でも受け付けますので市民税課へご相談ください。

